

議案第 16 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 26 日 提 出

志摩市長 橋 爪 政 吉

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(志摩市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 志摩市職員の給与に関する条例(平成 16 年志摩市条例第 55 号)の一部を次のように改正する。

第 17 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに第 17 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(志摩市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第 2 条 志摩市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(平成 16 年志摩市条例第 221 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(志摩市表彰条例の一部改正)

第 3 条 志摩市表彰条例(平成 18 年志摩市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 13 条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(志摩市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第 4 条 志摩市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 4 年志摩市条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

附則第 3 条第 3 項及び第 4 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則
(施行期日)

第 1 条 この条例は、刑法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 67 号。以下「刑法等一部改正法」という。)の施行の日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第 2 条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第 2 条の規定による改正前の刑法(明治 40 年法律第 45 号。以下この項において「旧刑法」という。)

第 12 条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)

又は旧刑法第 13 条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)

が含まれるときは、当該刑はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(人の資格に関する経過措置)

第 3 条 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

(志摩市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第 4 条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和 4 年法律第 68 号)並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第 1 条の規定による改正後の志摩市職員の給与に関する条例第 17 条の 3 第 1 項(第 1 号に係る部分に限る。)及び第 3 項(第 3 号

に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。